

古河市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

本市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

※次回（令和9・10年度）建設工事入札参加資格審査において、法定外労災保険加入の要件化を検討しております。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは、土木、建築、舗装、水道の4業種に限ります。

※注 建設資材販売（碎石・砂利・砂）、建物・道路の欠損部の修繕、公園・樹木管理を希望する方は、物品・役務での申請が必要となります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（古河市契約検査課）及びインターネット（古河市ホームページ）で公表します。

6 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘 要
個別書類チェック表	個別書類の表紙とすること。
古河市関連事項調査書	古河市に本社（本店）・営業所・工場等がある場合
市税等納入状況確認同意書（入札参加資格用）	古河市に本社（本店）・営業所・工場等を有する場合
古河市地域貢献協定報告書	古河市が指定する協定を締結している場合

7 変更届について

申請書提出後に、申請書類記載の事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届（任意の様式又は一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（参考様式））を契約検査課に提出してください。

（1）届出が必要な変更事項

（ア）商号又は名称

（イ）代表者又は受任者

（ウ）主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号

(エ) その他の営業所の名称、所在地、郵便番号又は電話番号(古河市内に所在するものに限る。)

(オ) 建設業許可区分

(カ) 技術者(古河市内に所在するものに限る。)

(キ) 建設業の許可の取消し又は失効

(ク) 営業の停止

(ケ) 営業の休止又は廃止

(2) 申請日以降、次の事実が発生した場合の届出方法については、下記に直接お問い合わせください。

(ア) 合併又は営業譲渡をした場合

8 問い合わせ先

古河市 総務部 契約検査課 契約係

〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地

電話 0280-92-3111(代表) 内線2331・2334